



秋田県公報

目次

ページ

告示	
通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定(三三六・道路環	
境課)	1

告 示

秋田県告示第三百三十六号
 車両制限令(昭和三十六年政令第一百六十五号)第三条第一項第一号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、公示する。
 平成十六年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道秋田昭和線	秋田市広面字樋ノ沖八十六番一から同市外旭川字小谷地百十番一まで

二 指定する期日 平成十六年四月一日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄